

事務連絡
令和3年9月3日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県
附属学校を置く各国公立大学
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体

「GIGA スクール構想の実現」事務担当者 殿

デジタル庁国民向けサービスグループ教育班
文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課

GIGA スクール構想に関する教育関係者の皆様へのアンケートを踏まえた取りまとめについて（情報提供）

本年7月に実施させていただいた、GIGA スクール構想に関する教育関係者の皆様へのアンケートにつきまして、児童生徒、教職員、保護者等多くの教育関係者の皆様から御意見を頂きました。この場を借りて御礼申し上げます。

頂いた御意見の概要や主な課題、今後の施策の方向性、主な御意見に対する考え方及び学校現場での工夫事例等については、本アンケートを踏まえた「関係大臣共同メッセージ」と併せ、以下のデジタル庁ウェブサイトにおいて公表しております。なお、分量が多量であること、及びデジタル化推進の観点から、当該資料については以下 URL の提供をもって替えさせていただきます。

また、今回、GIGA スクール構想に関してこれまでの通知等で周知させていただいた主な留意事項について、全体像を別添のとおり整理しております。

これらも踏まえ、個別最適な学びと協働的な学びの実現にもつながる1人1台端末の更なる利活用に向けて一層の御尽力を頂ければ幸いです。

以上について、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学法人におかれてはその管下の学校に対し、周知いただくようお願いいたします。

詳細は、別添及び以下のリンクを御参照ください。

・デジタル庁ウェブサイト：<https://www.digital.go.jp/posts/NL3lOB9E>

（本件担当）

【アンケートについて】

デジタル庁国民向けサービスグループ教育班 横田（03-6866-0113）

【別添（留意事項）について】

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課企画係（03-6734-2085）

GIGAスクール構想に関するこれまでの主な留意事項の全体像①

端末①

項目	留意事項	該当する通知等	URL
端末の整備	<p>端末整備については、「新型コロナウイルス感染症対策としてのICTを活用した児童生徒の学習活動の一層の支援について」（令和3年1月13日付け文部科学省初等中等教育局長通知）等を踏まえ、早期導入に向けたさらなる取組を推進するとともに、整備された端末がクラウド活用を基本として積極的に利活用されるよう、フィルタリングなど各種サービスの設定、カメラ機能やネットワーク機能の設定等を適切に行うこと。なお、本年1月に文部科学大臣よりOS事業者に対して、端末を安全・安心に利活用するための方針の整理を依頼し、各社でその公表を進めているところであり、文部科学省においても、本年3月中にはその概要資料等を公表する予定であること。</p> <p>また、公立学校における端末整備に関しては、国は既に地方財政措置が講じられている3人に1台分の端末は地方自治体が整備することなどを前提に3人に2台分の端末整備を支援していることや、1人1台端末環境の下で児童生徒がICTを活用して学習するためには教師分の端末の準備も不可欠であることなどを踏まえ、児童生徒用の端末、指導者用の端末の双方について必要台数を確保し、1人1台端末下での学習環境の整備に遺漏なく取り組むこと。</p> <p>少数ながら、未だ端末の納品や運用ができていない自治体があるため、当該自治体は危機感をもって一日も早く整備を進めていただきたいこと。</p>	<p>「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について（令和3年3月12日文部科学省初等中等教育局長通知）」</p> <p>やむを得ず登校できない児童生徒等へのICTを活用した学習指導等について（令和3年8月27日文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課事務連絡）</p>	<p>https://www.mext.go.jp/content/20210312-mxt_jogai01-000011649002.pdf</p> <p>https://www.mext.go.jp/a_menu/s-hotou/zyouhou/mext_99901.html</p>

GIGAスクール構想に関するこれまでの主な留意事項の全体像②

端末②

項目	留意事項	該当する通知等	URL
<p>高等学校段階のICT環境整備</p>	<p>(1) ICTを活用した学習活動を具体的に想定した上で、優先的に整備すべきICT機器や機能等の詳細について、当該高校や生徒の状況等を踏まえて整理すること。</p> <p>また、「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」（平成29年12月26日）に加えて、GIGAスクール構想を踏まえ、「GIGAスクール構想の実現標準仕様書」（令和2年3月3日）及び「GIGAスクール構想の実現標準仕様書（学校からのインターネット接続編）」（令和3年1月7日）を参考とすること。</p> <p>(2) 必要とされるICT機器や機能等の整理に当たっては、従来の端末に集中したオンプレミス型よりも、適切な通信ネットワークとパブリッククラウドによるクラウドコンピューティングを基本とすること。</p> <p>(3) 高等学校段階における学習者用コンピュータの整備に当たっては、次の点に留意しながら計画的に取り組むこと。</p> <p>(計画策定について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 義務教育段階の学習者用コンピュータの整備状況を踏まえ、学校設置者としての整備の方針を明確にした上で取り組むこと。 これから整備を進める学校設置者においては、計画的な整備に向け、整備の考え方や整備方法、整備時期等を示して取り組むこと。 既に整備を進めている学校設置者においては、各高等学校の特色を踏まえつつ、各高等学校の教育目標を達成するために必要なICT活用の取組を充実させること。 <p>(費用負担について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置者負担で進める場合には、一般財源とともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や国の補助制度を活用することも含めて検討すること。 保護者負担によるBYODで進める場合には、上記の学校設置者としての整備方針や考え方等を丁寧に説明しながら、保護者等の十分な理解を得ることが必要であること。その際、経済的困窮等の理由で端末を準備できない家庭に対しては、国の補助制度も活用しながら、積極的な支援を行うこと。 <p>(調達等について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 端末の選定に当たっては、「GIGAスクール構想の実現標準仕様書」を参照しつつ、各地域の実情や高等学校の特性に応じた仕様を検討すること。 BYODで整備を進める場合、通常使用されているスマートフォンについては、緊急時における生徒の学習保障等に利用することは考えられる一方で、それ単体では「GIGAスクール構想の実現標準仕様書」が示す学習者用コンピュータの仕様を全て満たすものではないことを踏まえ、高等学校における様々な学習活動を前提として必要な端末の整備を進めることが重要であること。 高等学校段階における学習者用コンピュータについては、調達、BYOD、事業者からの貸与や贈与など様々な方法で確保されることが考えられるが、いずれの場合においても端末が学校の通信ネットワークに接続されることなどを想定し、学校や学校設置者がサイバーセキュリティ上の悪影響を受けることのないようサプライチェーン・リスクに対応するなど、セキュリティ対策を十分に考慮すること。その際、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（文部科学省令和元年12月改訂）」も参考とすること。 	<p>GIGAスクール構想における高等学校の学習者用コンピュータ等のICT環境整備の促進について（令和3年3月12日文部科学省初等中等教育局長通知）</p>	<p>https://www.mext.go.jp/content/202103012-mxt_jogai01-000011648002.pdf</p>

GIGAスクール構想に関するこれまでの主な留意事項の全体像③

ネットワーク環境

項目	留意事項	該当する通知等	URL
校内通信ネットワーク	<p>GIGAスクール構想により、高速大容量の校内ネットワークが整備され、外部との接続についても同時利用率を考慮して1台あたり2Mbps程度の通信速度を確保することを前提に整備が行われたところであるが、実際の運用においては何らかの原因（ボトルネック）により、遠隔・オンライン教育に対応しうる通信速度が確保できない事例も指摘されている。各学校設置者においては、<u>自らのネットワーク環境のアセスメントを行い、円滑な通信のために必要な環境が確保できているか確認すること。</u></p> <p>アセスメントの実施に当たっては、まずは各自のネットワーク環境構築または保守事業者等と相談すること。その際、<u>一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会（JAIPA）のウェブサイトにおいて情報提供している、ネットワークアセスメント項目を参考にしながら検討することが望ましい。</u>また、ISP事業者等の相談先を検討するに当たっては、各地域の事業者情報がウェブサイトに掲載されているため、必要に応じて参考にされたい。</p> <p>アセスメントを実施した結果、ネットワーク環境に課題等があると評価された場合は、その課題に応じて、<u>ネットワークの増強や契約の見直し、運用上の工夫等を行い、ネットワーク環境の改善を図ること。</u></p> <p>また、アセスメントの実施やネットワーク環境の改善を行うにあたっては、新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業（多様な通信環境に関する実証）において作成している「学習系ネットワークにおける通信環境最適化ガイドブック」等も参考にされたい。併せて、国の令和2年度補正予算に計上している「GIGAスクールサポーター配置支援事業」の活用についても検討すること。</p>	<p>GIGAスクール構想の実現に向けた通信ネットワークの円滑な運用確保に係る対応について（令和3年3月12日文科科学省初等中等教育局長通知）</p> <p>新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業（多様な通信環境に関する実証）について</p>	<p>https://www.mext.go.jp/content/202103012-mxt_jogai01-000011648_007.pdf</p> <p>https://www.mext.go.jp/amenushoto/zyouhou/detail/mext_00939.html</p>

家庭のICT環境整備

項目	留意事項	該当する通知等	URL
家庭のICT環境整備	<p>GIGAスクール構想により多くの学校で1人1台端末が実現し、学校ICT環境は格段に充実した一方で、学校と家庭を結んだオンラインでの学習指導を行うための環境整備については必ずしも十分ではない地域や学校があると承知している。その早急な改善を図ることが必要であり、その支援のため、<u>①経済的な理由等により通信環境が十分ではない家庭に対して、設置者や学校から貸し出すモバイルルータ等の可搬型通信機器を整備するための補助金や、②学校から児童生徒等がいる家庭に対して遠隔・オンライン教育等を行う際に、学校側にいる教師が使うカメラやマイクなどの周辺設備を整備するための補助金等について、本日付けで事業募集を行うこととするので、整備が十分ではない自治体においては、積極的に活用されたい。</u>なお、<u>要保護児童生徒等援助費補助金などの低所得世帯への支援施策において、通信費相当額を上乗せ支援していることにも留意されたい。</u></p>	<p>やむを得ず登校できない児童生徒等へのICTを活用した学習指導等について（令和3年8月27日文科科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課事務連絡）</p>	<p>https://www.mext.go.jp/amenushoto/zyouhou/mext_99901.html</p>

GIGAスクール構想に関するこれまでの主な留意事項の全体像④

利活用の推進

項目	留意事項	該当する通知等	URL
ICTの積極的な利活用	<p>文部科学省では、令和2年3月に、「学習者用コンピュータ」及び「校内LAN」整備に関する仕様書を作成する際の参考となるモデル例を「標準仕様書」として示すとともに、同仕様書には表計算ソフトやカメラなど各学校において活用することが有効と一般的に考えられる学習用ツールを示し、これらを使用できる基本モデルを地方自治体に紹介しているところである。</p> <p>一方で現在、一部の地方自治体等においては関係者に適切な理由などについての十分な説明がなされないまま上記のような学習用ツールを一部使用できないよう制限するといった事例が発生しているとの指摘がある。</p> <p>このことについて、文部科学省では、例えば、一部の地方自治体では、ネットワークの環境整備が整うまでの間、使用を制限する場合があることなどを把握している。また、特に義務教育段階の学校では学齢期の児童生徒が学んでおり、当該学校や地域の実情等も異なることから、児童生徒の発達段階や情報活用リテラシーの習熟度合に応じた対応・準備が必要となる場合や、保護者等の十分な理解を得る必要がある場合などには、情報モラル教育を含めた正しい利用方法等の指導を行って安心・安全に利用できる情報活用能力を身に付けたり、保護者をはじめとする関係者の理解を得たりする間、学校設置者や学校の判断の下、例えば、能力や年齢等に応じて、一時的に利用を制限するような場合も想定され得る。しかしながら、GIGA スクール構想の趣旨を踏まえれば、こうした制限は安易に行うものではなく、真に必要な場合にのみ行うべきであって、むしろ、多くの課題については、1人1台端末を積極的に利活用する中で解決を図ることこそが重要と考えられる。</p> <p>以上も踏まえ、地方自治体など学校設置者等におかれては、適切な理由を説明しないままに端末利用を制限するのではなく、課題等がある場合には、学校現場をはじめとする関係者との緊密な調整・協議を行ったり、保護者の理解等を得る努力を丁寧に行ったりした上で、児童生徒の発達段階や実情を踏まえながら、学校におけるICT環境を最大限積極的に活用していくよう留意すること。</p>	「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について（令和3年3月12日文部科学省初等中等教育局長通知）」	https://www.mext.go.jp/content/20210312-mxt_jogai01-000011649_002.pdf

校務におけるICT活用

項目	留意事項	該当する通知等	URL
校務におけるICT活用の促進	<p>上記学習者用コンピュータなどのICT環境整備とあわせて、校務の情報化が進むことにより、教員が学校運営や学級経営に必要な情報や児童生徒の状況等を一元的に管理・共有することが可能となり、このことは、教員の事務作業の低減につながることから、校務におけるICT活用の促進についても「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」等を参考に検討を進めること。</p> <p>「第3期教育振興基本計画」等を踏まえ、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」に基づく地方財政措置を活用するなど、各学校設置者において統合型校務支援システムの整備を進めること。</p>	GIGA スクール構想における高等学校の学習者用コンピュータ等のICT環境整備の促進について（令和3年3月12日文部科学省初等中等教育局長通知）	https://www.mext.go.jp/content/202103012-mxt_jogai01-000011648_002.pdf

GIGAスクール構想に関するこれまでの主な留意事項の全体像⑤

やむを得ず登校できない児童生徒等に対するICTを活用した学習指導

項目	留意事項	該当する通知等	URL
基本的な考え方	<p>臨時休業や出席停止等により、やむを得ず登校できない児童生徒等に対しては、学習に著しい遅れが生じるのではないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒等との関係を継続することが重要である。</p> <p>このため、感染の状況に応じて、地域や学校、児童生徒等の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じることが求められる。特に一定の期間、児童生徒等がやむを得ず学校に登校できない場合などには、<u>端末を家庭に持ち帰り、オンラインによるホームルームや健康観察で会話する機会を確保したり、ウェブ会議システムを活用して教員と家庭をつないだ遠隔・オンライン教育を行ったりするなど、登校できなくても学校と家庭をつなぐ手段を確保し、臨時休業中でもコミュニケーションを絶やさず、学びを止めないようにする取組が重要である。</u></p> <p>以上のほか、学習指導に係る留意事項等の詳細については、「感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について（通知）」（令和3年2月19日付け2文科初第1733号）（別紙4）を参照されたい。</p>	やむを得ず登校できない児童生徒等へのICTを活用した学習指導等について（令和3年8月27日文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課事務連絡）	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_99901.html
端末の持ち帰り	<p>やむを得ず登校できない場合などの非常時において、端末を持ち帰り、自宅等での学習においてICTを効果的に活用できるようにするためには、日頃からの準備が不可欠である。このため、各学校設置者等においては、<u>児童生徒等への適切な利活用の指導やルール設定など準備を行うなど、端末の持ち帰りを安全・安心に行える環境づくりに取り組むよう、これまでも通知等によりお願いしてきたところであるが、一層の推進に努められたい。</u>その際、「1人1台端末の利用に当たり、保護者等との間で事前に確認・共有しておくことが望ましい主なポイント」（別紙5）も再度参照されたい。</p> <p>臨時休業など非常時の端末の持ち帰り学習について、実施の準備をしていない学校においては、早急に準備に取り掛かること。</p>		
ICTを活用した学習指導等の着実かつ積極的な実施	<p>やむを得ず登校できない児童生徒等に対し、地域や学校、児童生徒等の実情等を踏まえながら、別紙1（やむを得ず登校できない児童生徒等へのICTを活用した学習指導等を行うためのチェックリスト）や別紙2（やむを得ず登校できない児童生徒等への遠隔・オンライン教育の実践事例）等も参考にしつつ、<u>遠隔・オンライン教育をはじめICTを活用した学習指導等を積極的に実施すべく早急に組織的な取組を進められたい。</u>その際、当初は準備や経験が必ずしも十分でなかったとしても、非常時においては、家庭に持ち帰らせた端末の標準仕様とされている協働学習支援ツール（オンライン上でチャットや資料共有ができる無償で提供されている学習用ツール）を活用して朝の会を行ったり、ウェブ会議システムで双方向での健康観察などで会話する機会を確保したりするなど、児童生徒等の学びを止めない観点で、できる取組から実施されたい。</p> <p>文部科学省「子供の学びポータルサイト」では、各教育委員会や大学、教科書発行者、NPO法人等が作成した教材や学習動画等のコンテンツやNHK for Schoolへのリンクを照会しているため、適宜参照されたい。</p> <p>なお、学校その他の教育機関において教育を担任する者及び授業を受ける者が授業の過程において必要な範囲で行う著作物等のインターネット送信等については、学校等の設置者が文化庁の指定管理団体（SARTRAS）に補償金の支払いをすることで、原則として権利者の許諾なくして利用することが可能である。（授業目的公衆送信補償金制度）。詳細は、SARTRASのウェブサイト（https://sartras.or.jp/）を参照されたい。</p>		

GIGAスクール構想に関するこれまでの主な留意事項の全体像⑥

学校における推進体制の整備

項目	留意事項	該当する通知等	URL
教員のICT活用指導力の向上	ICTはあくまでもツールであり、教員の授業力と相まって、その特性・強みが活かされるものであることに留意し、各教育委員会及び学校において、 <u>新学習指導要領を踏まえた学習活動を想定しつつ、ICTを活用した指導方法についての研修を充実すること。</u> その際、独立行政法人教職員支援機構が公開している研修用動画や文部科学省が作成・公表しているICTを利用した学習活動の例を示した「 <u>教育の情報化に関する手引</u> 」、各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する参考資料・解説動画、「 <u>すぐにでも</u> 」「 <u>どの教科でも</u> 」「 <u>誰でも</u> 」活かせる1人1台端末の活用方法に関する優良事例や本格始動に向けた取組事例（StuDX Style）、ICT活用に関する専門的な助言や研修支援等を行う「 <u>ICT活用教育アドバイザー</u> 」の活用を検討いただきたいこと。	GIGA スクール構想における高等学校の学習者用コンピュータ等のICT環境整備の促進について（令和3年3月12日文部科学省初等中等教育局長通知）	https://www.mext.go.jp/content/202103012-mxt_jogai01-000011648_002.pdf
ICT活用を支える外部専門スタッフの活用	ICT活用に当たり、教員の業務負担が増加しないよう、外部専門スタッフの活用も含めた対応を講じる必要があり、とりわけICT機器等の導入当初は、情報端末や通信のトラブル等に対する技術支援などを行うためのICT支援員の配置や、GIGAスクールサポーター事業の活用による広域的なヘルプデスクの整備などを通じて学校への支援体制を強化すること。		

安全・安心の確保

項目	留意事項	該当する通知等	URL
情報セキュリティの確保	教育情報ネットワーク及び1人1台端末の環境整備が進み、子供たちの学びを深めるために利活用が益々進んでいくことが期待されている。学校における情報セキュリティ対策を徹底するため、「 <u>教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン</u> 」等を参考にし、地方公共団体や学校の状況に応じて適切な環境整備を実施すること。	教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1397369.htm
情報モラル教育等の充実	学校における1人1台端末の本格的な運用に当たり、各学校においては、 <u>情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方や態度を育む情報モラル教育の一層の充実を図ること。</u> その際、学校備品である端末等を丁寧に扱う責任を児童生徒が自覚することができるよう指導の充実を図ること。 また、「 <u>GIGAスクール構想 本格運用時チェックリスト</u> 」（別添1）も適宜参照しつつ、端末等の適正な取扱いについて十分留意すること。	「 <u>GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について</u> 」（令和3年3月12日文部科学省初等中等教育局長通知）」	https://www.mext.go.jp/content/20210312-mxt_jogai01-000011649_002.pdf
ICTの活用に当たっての児童生徒の健康への配慮等	学校における1人1台端末の本格的な運用が始まり、また同時にデジタル教科書・教材の活用など学校や家庭におけるICTの使用機会が広がることを踏まえ、「 <u>ICTの活用に当たっての児童生徒の目の健康などに関する配慮事項</u> 」（別添2）を参照しつつ、 <u>視力や姿勢、睡眠への影響など、児童生徒の健康に配慮すること。</u>		

GIGAスクール構想に関するこれまでの主な留意事項の全体像⑦

コンテンツ関連

項目	留意事項	該当する通知等	URL
デジタル教科書・教材・CBTシステムの活用	<p>上記1及び2の環境整備を踏まえ、ICTを活用しつつ学びの充実を図るため、デジタル教科書・教材の活用についても検討を進めること。なお、学習者用デジタル教科書については、令和3年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」において参加が決定した教育委員会及び学校においては、授業で積極的に活用するとともに域内への成果の普及に努めること。</p> <p>また、学校・家庭においてオンライン上で学習やアセスメントが可能なCBTシステムである「学びの保障オンライン学習システム（MEXCBT：メクビット）」について、令和3年度にシステムの機能の改善・拡充や地方自治体等が作成した学力調査問題等のデジタル化を行い、希望する全国の学校で活用できるようにする予定であり、今後発出する事務連絡に基づき、活用を検討いただきたいこと。なお、将来的には、地方自治体が希望する場合、本システムを地方自治体独自の学力調査等に活用できるようにすることについて検討中であり、関心のある地方自治体におかれては問合せいただきたいこと。</p> <p>その他、児童生徒の学習に資する教材等を随時掲載している文部科学省の「子供の学び応援サイト」を活用することも考えられること。</p> <p>また、公立学校が授業目的公衆送信補償金制度を活用する場合には、「授業目的公衆送信補償金制度に基づく補償金について」（令和3年2月19日付け文部科学省初等中等教育局長・文化庁次長通知）において周知したとおり、本制度利用に当たり、各設置者が負担する補償金経費は、学校の管理運営に要する経費であると考えられることから、その負担を安易に保護者等に転嫁することなく、学校設置者において必要な措置が講じられるよう配慮すること。</p>	<p>「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について（令和3年3月12日文部科学省初等中等教育局長通知）」</p>	<p>https://www.mext.go.jp/content/20210312-mxt_jogai01-000011649_002.pdf</p>
EdTech ソフトウェア・サービス導入実証の推進	<p>EdTech導入補助金は、学校等教育機関にEdTechを活用した教材等を導入する事業者に対して、その導入に要する経費を補助する制度です。事業者が補助金の申請者となり、学校等設置者及び学校等教育機関等と連携し、EdTechを活用した教材等の導入促進を図るものです。</p> <p>各学校設置者及び学校等教育機関におかれては、経済産業省からの協力依頼の記載内容を参照いただき、事業者から相談等があった場合には、適切にご対応くださいますようお願いいたします。</p>	<p>「EdTech 導入補助金2021」を活用した EdTech ソフトウェア・サービス導入実証の推進について（周知）（令和3年6月15日文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課事務連絡）」</p>	<p>https://www.mext.go.jp/content/20210615-mxt_jogai02-000011649_1.pdf</p>

GIGAスクール構想に関するこれまでの主な留意事項の全体像⑧

その他

項目	留意事項	該当する通知等	URL
全国の学校等に対する支援活動	<p>GIGAスクール構想の実現に伴う1人1台端末及び高速大容量通信環境の積極的な活用を促進するため、「GIGA StuDX 推進チーム」を設置し、1人1台端末の利活用をスタートさせる全国の教育委員会・学校に対する支援活動を展開します。</p> <p>特設ホームページ（「StuDX Style」）等を通じた発信・共有による支援1人1台端末の利活用をスタートさせる全国の教育委員会・学校に対する支援活動を展開するため、「すぐにでも」「どの教科でも」「誰でも」活かせる1人1台端末の活用方法に関する優良事例や本格始動に向けた対応事例などの情報発信・共有を随時行っていきます。</p> <p>全国の教育委員会において学校の教育活動におけるICT利活用を推進及び指導されている担当者（指導主事等）と有益な情報交換を行うことができるよう、プラットフォームを立ち上げます。</p>	<p>「GIGA StuDX 推進チーム」の設置による支援活動のスタートについて（周知）（令和2年12月23日文科科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課事務連絡）</p>	<p>https://www.mext.go.jp/content/20201223-mxt_jogai01-000011687_002.pdf</p>
保護者や地域等に対する理解促進	<p>GIGAスクール構想は、保護者や地域等の協力を得ながら着実に推進すべきものであることから、各学校設置者等は、関係者と緊密に連携して、適切な機会をとらえて、保護者等に対し、当該構想の趣旨等の理解促進を継続的に図ること。</p> <p>また、1で示した端末の持ち帰りを安心・安全に行う環境づくりに当たっては、「1人1台端末の利用に当たり、保護者等との間で事前に確認・共有しておくことが望ましい主なポイント」（別添3）も適宜参照しつつ、保護者等の協力が得られるよう丁寧な説明を行うこと。その後も、学校や地域の実情等の変化に合わせ、ICTの利活用に関する保護者等への丁寧な情報提供等に継続して取り組むこと。</p> <p>1人1台端末環境の本格運用に向けて保護者等との事前確認や共通理解を図るためのパンフレットやリーフレットを作成している先行自治体の取組を参考資料のとおりまとめたので参照願いたいこと。</p> <p>なお、学校で整備されたものを含む家庭での端末の利用に関するルール作りを促進することや、学校運営協議会や地域学校協働本部等の協力を得ることなど学校だけではなく家庭や地域とともに取組を推進することが重要であること。</p>	<p>「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について（令和3年3月12日文科科学省初等中等教育局長通知）」</p>	<p>https://www.mext.go.jp/content/20210312-mxt_jogai01-000011649_002.pdf</p>
ICTの円滑な活用に向けた改善の継続	<p>多くの学校設置者や学校にとって、GIGAスクール構想に基づき整備された1人1台端末など充実したICT環境を運用していくことは初めての取組になることから、「GIGAスクール構想 本格運用時チェックリスト」をはじめ本通知で示した留意事項を踏まえ、ICT環境を積極的に利活用する中で一つ一つの課題の解決を図りながら、<u>不断の改善に取り組むことが重要であること。</u></p> <p>また、国においても、今後継続して各地域における実践の状況を把握し、必要に応じて「GIGAスクール構想 本格運用時チェックリスト」を更新するなど適切な支援を行う予定であり、そうした取組に十分留意すること。</p>		

※この他、学校設置者等が新しいICT環境を本格的に運用するに当たり確認しておくべき事項等について「GIGAスクール構想 本格運用時チェックリスト」（別添1）、「ICTの活用に当たっての児童生徒の目の健康などに関する配慮事項」（別添2）、「1人1台端末の利用に当たり、保護者等との間で事前に確認・共有しておくことが望ましい主なポイント」（別添3）を「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について（令和3年3月12日文科科学省初等中等教育局長通知）」で示している。